



ユニオンニュース・掲示回覧用

私たちの地域合同 [第18回]

84年から85年にかけて、自主運営を続けようとする分会と、企業としての縦割り組織にしようとする山崎代表は「何十時間もの「討論」と「団交」を」重ねました。しかし、その溝は埋まらず、86年7月新ワールド分会の本分会長他1名が退職することで、協定を交わし、国際印刷出版研究所と大阪地域合同労働組合は袂を分かちました。

倒産攻撃に対する勝利と、その後の自主運営の挫折は対照をなしますが、新ワールド分会が設立した新会社は大阪地域合同労組を支えました。「小規模でも仕事をしながら組合活動もできる組織をつくることを目標に頑張ってきました。その間、大阪地域合同労働組合の組合事務所を会社内においたり、専従役員の社保、雇用保険を保障するなど役割を果たし」てきました。(組合40周年記念誌より)

※旧ワールド分会の指導者であり、70年代の大阪地域合同労働組合の運動をも指導された山崎元副委員長は12月5日永眠されました。衷心よりご冥福をお祈りいたします。

労働関連改正法施行第2弾迫る

時間外労働上限規制

2020年4月から中小企業においても時間外労働上限規制が始まります。わが組合の職場ではすでに対応されているものと思いますが、再度36協定を確認しましょう。時間外労働は年間で720時間、月100時間(休日出勤含む)、2~6ヶ月平均80時間(同)が上限です。但しこれは、過労死ラインであることに注意して、時間外労働をできるだけ減らしていきましょう。

同一労働同一賃金

大企業では2020年4月からいわゆる「同一労働同一賃金」が義務化されます。均等均衡待遇を求めるものです。大雑把に言えば、パートだから賞与を払わないとか、契約社員だから退職金がないというのは認められなくなります。各種手当や福利厚生についても同様で、多くの企業で「非正規」従業員の待遇を見直さなければいけません。もちろん、無期転換された従業員も同様です。中小企業は2021年からですが、パートや契約社員にも、例えばボ

ーナスが同基準で支払われるのが当たり前になります。職場の契約社員やパート従業員と話しあって、改善を求めていきましょう。

今年の対応をチェック!

年次有給休暇5日間取得義務化

年次有給休暇5日間消化していますか?本年度末までに10日以上有休のある労働者が5日間取得していなければ、事業主は一人につき30万円以下の罰金を支払わなければなりません。

非組合員も含めて、全従業員の年休消化実績を確認し、達成できていない場合はすみやかに対処できるよう労使で話しあいましょう。

労使交渉の充実

同一労働同一賃金に関する判例においても、不合理な格差は許されないとしながらも、「労使間の交渉」を判断要素として重視しています。法律ができたから、勝手に制度が改善されると考えてはいけません。各職場に最も適したやり方を実現しましょう。

パワハラ指針案固まる

パワハラ3要件

- ①優越的な関係を背景とした言動
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
③労働者の就業環境が害されるもの
法律でこれら3つの要件が全て揃ったものをパワハラとするとなっていますが、その具体的な範囲がこの指針で示されました。

パワハラ6類型

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)
②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言)
③人間関係からの切り離し(隔離・無視)
④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
⑤過小な要求(理由もなく程度の低い仕事を命じる・仕事を取り上げる)
⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入る)
各類型に対して該当例と非該当例が挙げられています。

12 December

- 11日(水) 18:30~ エルおおさか 地方ユニオン定期大会
20日(金) 18:30~ エルおおさか 研修室2 第6回 労働関係セミナー 「よくわかる!未払い残業請求のキホン」 講師 友弘克幸 弁護士
12月28日~1月5日 本部事務所年末年始休暇

1 January

- 24日(金) 18:30~ エルおおさか 10階 地方ユニオン旗びらき(左記参照)

1月24日(金)18:30~ エル・おおさか 10階

連合大阪 地方ユニオン 新春旗びらき

新しい年の第一歩を共に踏み出しましょう。申し込みは分会代表者まで。参加協力金1000円

